

機 関 名	早稲田大学		
拠点のプログラム名称	成熟市民社会型企業法制の創造		
中核となる専攻等名	法学研究科民事法学専攻		
事業推進担当者	(拠点リーダー) 上村 達男 教授	外	25 名

[拠点形成の目的]

★本拠点は21世紀COEの問題意識をさらに発展・深化させ、より高次の目標、すなわち、成熟市民社会の構築と一体の企業法制の再構築を目指し、日本の新しい法律学創造のための研究活動を行っていく。日本の喫緊の課題につき、制度の基本構造に遡って歴史的・哲学的に掘り下げた研究を行い、それを踏まえてあるべき姿を探求するという、目的を高く掲げた計画を推進する姿勢は一貫している。生活者・消費者・個人が尊重される自由で平等な社会と、そうした個人の生活空間として魅力的で文化的な都市空間を有する成熟した市民社会と一体の企業法制、金融・資本市場法制を模索し、そのための基礎理論の構築と具体的な制度提案を行っていく。こうした高い目標を有するが故に、全力で安定的な経済活力を追及し、そうした日本の企業社会を追及していく。

★ローマ法以来の歴史のある欧米の法制度が担う企業法制の真の姿を、制定法の表面的な姿にとらわれず深く理解し、欧米が経験に頼っている部分を論理化し、扱いを誤ると大きな厄災の原因ともなる資本市場と一体の株式会社制度のありかたについて、本格的な理論モデルを構築する。この分野で日本の経験の不足を知性と論理によって克服し、欧米モデルの弱点をも認識し、同様の問題を抱えるアジア諸国の国益に適う貢献を行う。こうした視点こそ世界最高水準の学問研究と考える。

★従来横断的研究がほとんど行われてこなかった法律学の分野で、あらゆる法分野が、企業と市場と市民社会の三つのキーワードを共有して様々な組み合わせによる横断的研究を引き続き推進する。

★GCOE開始後の研究成果を踏まえて、喫緊の課題となっている様々な課題に関して、真に独立性の高いオピニオンリーダーたりうる総合研究所としての地位を確固たるものとしていく。また、消費者と生活者の視点が強調されることの多い近時の状況を踏まえて、企業が有するミッションの最大実現を志向する企業法の論理を確立することで、真に個人や市民に貢献する企業法制のあり方を追及し、そのことを通じて、日本の市民社会の再構築ともいべき国家的課題にも果敢に挑戦する。

★特に高い評価を受けている知財のアジア英文判例データベースは今や欧州と日本にまたがる大規模なデータベースとなっており、世界に開かれた貴重な窓口である。この役割を、さらに強力に推進・実施していく。

★商学研究科の経営、会計、監査、経済等の専門家との研究交流を活発化させ、法律学と関係する具体的な研究成果を追求する。

[拠点形成計画及び進捗状況の概要]

★我々の拠点は、完全独立系の法理論形成、法政策論形成の総合研究所として、格別貴重な存在として、その社会的認知度がきわめて高くなっている。そこでは日々法分野横断的な研究が実施されており、新たな知見と具体的な提言が発せられている。

★21世紀COEの時から刊行している紀要はすでに2010年3月末の段階で22号を数えており、また21世紀COE叢書全8巻に蓄積された知見はきわめて豊富であり、本研究所はまさに21世紀の日本の新しい法律学をリードする拠点となりつつある。

★具体的には、第一に、近時金融商品取引法第一条の目的規定に資本市場の機能の確保と公正な価格形成の確保が謳われたことは我々の拠点の発想がそのまま実現されたものであった。それに対応して資本市場を真に活用するための会社法制である「公開会社法制」の立法提言を行ってきたところ、ついに2010年4月より法制審議会においてこの問題が取り上げられることとなった。特筆すべきはこの問題が単なる民事法の改正には止まらず、企業社会と市民社会を結びつけるような大きな国家的課題として認識されつつあることである。第二に、従来よりアメリカ点張りであった企業買収ルールへの関心が、一気に欧州ルールへの関心へと大転換しつつあるが、これも我々が先鞭をつけてきた問題意識である。第三に我々の拠点が一貫して主張してきた横断的資本市場法制提案の一貫として、その推進について中心的役割を果たしてきた金融オンブズマン制度が金融ADR法の制定という形で実現を見た。第四に、アジア域内の共通金融資本市場インフラを推進してきたところ、より具体的な提言としての「東証AIMを活用するアジア・デットリスティング」の一貫として「アジア域内プロ向け国際債市場」およびその国内版である「プロ向け公募債市場」創設提言が広範な関係者を巻き込んで実施寸前とも言える段階に至っている。

★このたびの金融危機に際して、欧米の制度の問題点を指摘しうるほとんど唯一の第三極としての日本の立場を金融危機に関する早稲田版メッセージとして五カ国語で発信し、またこれに関する多面的なシンポジウムを開催するなど、そのシンクタンク機能を遺憾なく発揮してきている。こうした発信が可能な日本独特の条件は近代の欧米の法制度を百数十年にわたって学び続けた比較法立国日本の立場があるためである。世界中の権威を集めて開催された「法創造の比較法学—新世紀における比較法研究の理論的実践的課題」は特筆に値する企画であり、こうした背景が金融・資本市場・企業法制について語る際の重要な基盤となっている。

★企業法制にとっての労働の意味、企業法制と憲法との関係といった企業法制に関する基礎理論に関する新しい知見は、日本の企業法学の性格を大きく変えていく可能性を秘めた問題となりつつある。

★知財センターは従来のアジアだけでなく、日本および欧州を含む英文判例データベースを拡大してきており、GCOEは世界の知財研究の基本インフラとなっている。さらに文・理融合の新しい研究分野の開拓も始まってきている。

(総括評価)

当初目的を達成するには、助言等を考慮し、一層の努力が必要と判断される。

(コメント)

大学の将来構想と組織的な支援については、「Waseda Next 125」のもとに本プログラムを大学の最重要領域の一つに位置付けて、教育・研究活動及び経費・施設などにおいて重点的に支援されており、全体として適切である。

拠点形成全体については、「成熟市民社会型企業法制の創造」という基本概念によって拠点全体として教育・研究が統合されているとは言えない。各事業推進担当者の研究も、それぞれの視点と関心に基づき進められているに留まる。更に若手研究者の育成も、従来の延長線上に留まっている。本拠点は、前身の21世紀COEプログラム拠点「企業社会の変容と法システムの創造」の延長線上に留まるものなのか、それとは異なる独自の新たな内実を有するものであるのかも明確ではない。本拠点形成の基本概念を各事業推進担当者が共有した上で、拠点全体として教育・研究を統合させて行くために、一層の工夫と努力が必要である。本拠点が前身である21世紀COEプログラム拠点とは異なる独自の新たな成果を生み出すことが期待される。

人材育成面については、学位授与数の一層の増大が期待されるほか、本拠点形成に即した次世代の人材育成へ向けた取組みが必要である。更に、法科大学院発足後の実定法若手研究者の育成には、特段の工夫が期待される。

研究活動面では、個々の事業推進担当者の専門分野については、着実に成果があがっていると評価できる。また、知的財産部門での英文判例データベースの形成など、国際拠点として貢献できる成果をいくつかあげており、機関誌、叢書も継続的に実績を重ねてきている。

今後の展望については、本拠点形成の基本概念に関する理論的な分析の枠組みを明確にするとともに、各事業推進担当者がこの枠組みを共有して研究を進めて行くことが期待される。